

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

本庁舎等耐震対策の基本的な考え方について

資料 本庁舎等耐震対策の基本的な考え方について

平成25年2月12日
総務局

本庁舎等耐震対策の基本的な考え方について

1 本庁舎等の現状とこれまでの取組について

(1) 経緯

昭和13年2月 本庁舎本館竣工

昭和34年8月 本庁舎北館竣工

昭和36年8月 第2庁舎竣工

平成15年度 耐震診断実施

※ 本庁舎及び第2庁舎（以下「本庁舎等」という。）の耐震性能が「Is 値 0.3 未満（倒壊又は崩壊の危険性が高い）」であることが判明

平成18年度 耐震補強調査（Is=0.9）の実施

※ 本庁舎等を Is 値 0.9 へ耐震補強した場合、施設利用の制約が非常に大きくなることが判明

平成20年2月 「川崎市公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」策定

※ 「平成27年度末までに全ての対象施設（本庁舎等を含む53棟）の耐震化完了」が目標

平成20年度 緊急耐震補強工事完了

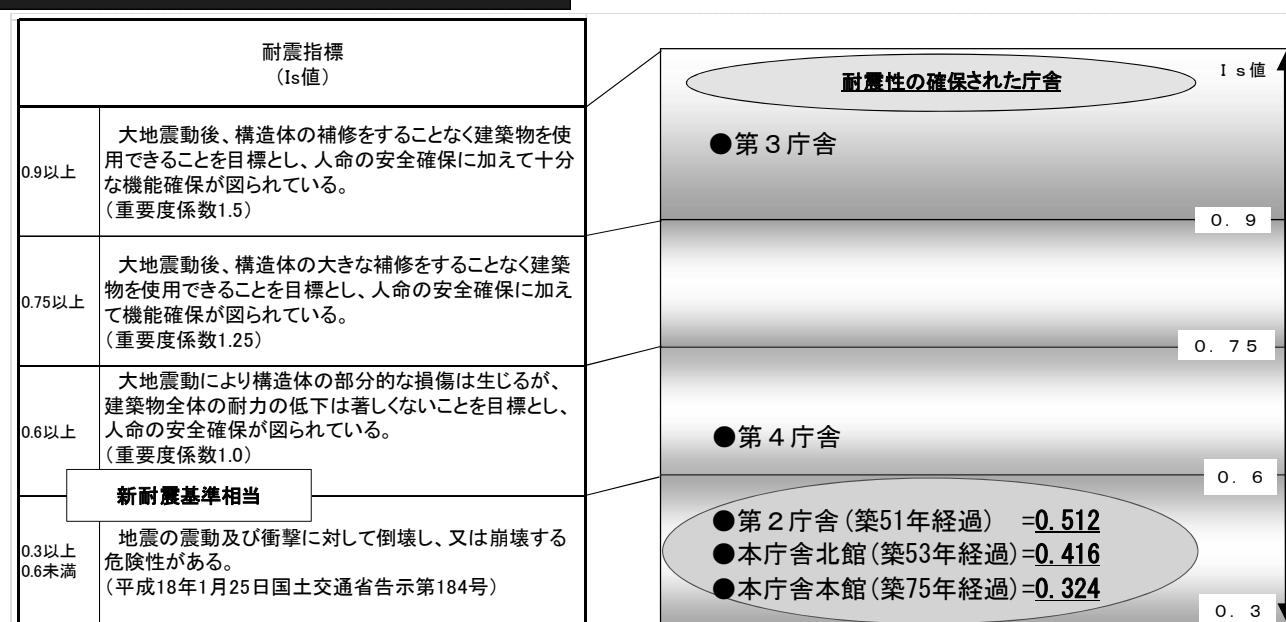
※ 本庁舎等の耐震性能を「Is 値 0.3 以上 0.6 未満（倒壊又は崩壊の危険性がある）」へ改善

（本庁舎本館 0.15⇒0.324、本庁舎北館 0.10⇒0.416、第2庁舎 0.21⇒0.512）

平成23年3月 東日本大震災

※ 本庁舎等において、クラック・漏水・天井崩落等が発生

(2) 現状の耐震性能



本庁舎及び第2庁舎は、地震（震度6強～震度7程度の大規模地震）の際に大きな被害を受ける可能性がある。

（行政機能・議会機能を喪失する可能性があり、その場合は市民・企業の生活再建・復興が遅れることになる。）

(3) 平成24年度の検討状況

① 本庁舎等耐震対策検討委員会による検討

- 総務局長、総合企画局長、財政局長及びまちづくり局長からなる委員会において、次のとおり課題整理・比較検討等を行っている。
 - ・ 本庁舎等の現在の課題の抽出
耐震性、老朽化、業務継続性、狭隘化による賃借料負担など
 - ・ 庁舎のあるべき姿の整理
防災対策機能の確保、効率的なサービス機能（分散化の解消等）、環境への配慮（エコ化等）、施設機能の向上（ユニバーサル化等）など
 - ・ 耐震対策案の比較・分析
耐震補強、現地建替、別地建替（移転）の各案について、シミュレーションに基づくコストの比較・分析など

② 耐震補強調査（Is=0.6）の結果（平成24年9月）

- 本庁舎等を Is 値 0.6 へ耐震補強する場合の調査の結果は、次のとおり。

	工法 【※1】	工法の 可否	工期 【※2】 (月)	金額 (千円)	判定	判定理由等
本庁舎 本館	在来型	△ 【※3】	57	1,706,280 【※4】	×	耐震補強を行うためには、杭・基礎の更新が不可欠であり、地下階の使用ができない、受電設備・空調設備等の撤去を要する。また、既存基礎・杭部分の詳細が不明なため、工期・工法に不確実性がある。
	外付け 架構型	△ 【※3】	57	1,950,830 【※4】	×	建物の変形性能が乏しく、制震効果が得られない。
	制震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
	免震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
本庁舎 北館	在来型	△ 【※3】	57	1,050,940 【※4】	×	耐震補強を行うためには、杭・基礎の更新が不可欠である（受電設備・空調設備等は本館に依存）。また、既存基礎・杭部分の詳細が不明なため、工期・工法に不確実性がある。
	外付け 架構型	△ 【※3】	57	1,418,320 【※4】	×	建物の変形性能が乏しく、制震効果が得られない。
	制震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
	免震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
第2庁舎	在来型	○	35	427,060	○	耐震補強を行うためには、杭・基礎の更新は不要である。
	外付け 架構型	×			—	柱が外壁に面していないため、外付け架構の設置は困難
	制震型	×			—	制震部材の設置箇所が多く、室の利用に大幅な制約が生じる。
	免震型	×			—	敷地境界との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難

※1 在来型・・・耐震壁や鉄骨の筋交いなどを建物内部又は外部に設置するもの
外付け架構型・・・建物外壁面に鉄骨架構又はRC架構を取り付けるもの

※2 制震型・・・建物架構に地震エネルギーを吸収する制震装置を組み込むもの
免震型・・・免震装置により建物を長周期化して建物の地震エネルギーを低減させるもの

※3 工期は、居ながら工事の場合。また、設計及び契約準備の期間を含む。

※4 工期・工法に不確実性があるため、想定以上の経費がかかる可能性がある。

2 本庁舎等耐震対策の基本的な考え方について

(1) 当面の安全確保・機能維持対策の基本的な考え方

万が一の地震に備え、人命の安全確保と行政機能・議会機能維持のための対策を早急に実施する。

① 本庁舎

- 耐震補強調査の結果から、耐震補強工事を行う場合、杭・基礎の更新が不可欠であり、地下階の使用ができず、受変電設備・空調機器等の設備機器の撤去・仮設置が必要なほか、昭和13年建設当時の図面が残っていないため、杭・基礎の状態がわからないことから、工期・工法が不確実である。また、本市の耐震対策実施計画の完了期限である平成27年度末に間に合わない。

- ◎ 補強工事が難しいことから、事務室等仮移転・庁舎建替の検討が必要であり、仮移転の期間や経費の見通し等も、基本構想の中で検討する。

② 第2庁舎

- 耐震補強調査の結果から、第2庁舎のIs値0.6への耐震補強は、居ながら工事の場合でも、平成25年度に設計に着手すれば、平成27年度末までの工事完了が可能である。
- 第4庁舎を改修し、議会を仮移転する方法も検討したが、年額3~4億円程度の賃借料負担が発生する上に、議場の仮設置に関する費用も必要となり、耐震補強工事のほうが有利である。

- ◎ 当面の暫定的な安全・機能維持対策として、新耐震基準相当・Is値0.6の確保を目指すこととし、平成27年度末までに耐震補強工事を行う。

(2) 耐震対策の基本構想の策定に向けて

本庁舎・第2庁舎の耐震対策に関する基本的な考え方として、平成25年度中に基本構想を策定する。

基本構想の策定

- 「(仮称)本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想検討委員会」を設置し、耐震補強調査の結果や、平成24年度に検討・整理する建替を含む耐震対策手法の比較資料等をもとに、本庁舎等の耐震対策の考え方について議論いただき、それらを踏まえて「(仮称)本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」として策定する。

- ◎ 平成25年度中に「(仮称)本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」を策定する。
- ◎ 平成26年度以降は、「(仮称)本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」をもとに、耐震対策に取り組んでいく。

(仮称)本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想検討委員会について

- 建替を含む耐震対策の検討に当たっては、防災、建築など多岐に渡る検討課題が存在することから、それぞれの分野に精通する学識経験者及び市民代表の意見を聴取する必要がある。

- ◎ 学識経験者と市民代表を委員とし、基本構想への専門知識の導入と市民意見の反映を図る。
- ◎ 委員会は公開とし、傍聴を可能とするほか、会議録・資料を公表することで、市民との情報の共有化を図る。

3 基本構想策定のスケジュール

